

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
J F Eエンジニアリング株式会社	神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1	1-004701

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。業者番号「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年5月14日 ~ 令和4年11月13日 (6箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

市が発注する工事等

4 事実概要

J F Eエンジニアリング(株)の使用人は、令和2年度竹富町発注の海底送水管更新工事の指名競争入札に関し、令和4年2月13日、公契約関係競売等妨害の容疑で沖縄県警に逮捕された。その後、平成29年度竹富町発注の海底送水管更新工事の契約に関し、官製談合防止法違反の容疑で令和4年3月6日、再逮捕された。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(談合及び競売入札妨害)第7項に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 7 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前項に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部管財課契約係
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111